

中国における犯罪予防の現状に関する一考察

凌秋陽・吉中信人

はじめに

一、概説

二、中国の事前予防

(一) 「情境予防」

(二) 公的レベルにおけるマクロな「社会治安防控体系」

(三) 官民協働におけるミクロな予防ネットワーク

(四) 教育啓発活動

(五) そのほかの予防対策

三、中国の事中予防

(一) 警察の対応体制

(二) 法的規制

(三) 群衆パワー

(四) 犯罪情報の収集及び犯罪予測

四、中国の事後予防

(一) 施設内処遇

(二) 社会内処遇

(三) 被害者救済

五、若干の考察

おわりに

はじめに

日本では、犯罪予防の概念は、少なくとも 1960 年代以前は主として再犯予防を意味していた。そして、1970 年代に入ると、事前予防論が次第に強まり、犯罪予防の視点に事前予防の理念が加味された。その後、「被害対象の強化」に関する環境設計を中心とした事前予防的な取り組みが展開され、相当な予防効果が実現されてきた。また、2012 年には「再犯予防に向けた総合対策」が公布され、再犯予防の重要性が再び提示された。現在では、2013 年 12 月 10 日に犯罪対策閣僚会議が『『世界一安全な日本』創造戦略』を発表し、オ

オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えて、日本の犯罪予防全体のより一層の強化を図っている。

一方、中国では、1991年に「社会治安综合治理」の方針が策定され、従来の「嚴打」⁽¹⁾政策と相まって、中国犯罪予防の公的ネットワークが構成された。現在では、習近平主席の政策を背景として、犯罪予防を強化する傾向が見られる。まず、2016年11月から、最高人民法院と最高人民検察院により、より一層の犯罪者処遇を図るために、「認罪認罰従寛」制度の試行が展開された⁽²⁾。さらに、2017年に、犯罪者処遇の理念について、従来の「底線安全観」を基礎に、「治本安全観」が提出された⁽³⁾。施設内処遇について、従来の犯罪者への懲罰及び施設の安全の理念に加えて、「根本から治す」という犯罪者の改善更生、社会の受け入れ等の理念を重視することとなった。また、2018年に「国家監察委員会」を設立する計画が成立し、犯罪予防、特に汚職や賄賂などの犯罪について、抑止力を増強する傾向が見られる。

日本と中国では、同様に犯罪予防を強化する傾向が看取される。そのため、両国を相互に比較参照する価値も十分に存在すると思われる。そこで、本稿では、中国の犯罪予防現状を紹介し、実効性のある対策の創設についての視野を開拓してみたい。

一、概説

1979年から、改革開放の推進に伴い、中国の犯罪発生率は急激に上昇し、1989年に人口10万人当たりの犯罪発生率が初めて100を超え、しかも181.5人に達した。その後何年かを経て中国の刑事事件立件数の計算基準が「10万人当たり」から「万人当たり」に変更された。このような情勢を克服するた

(1) 「嚴打」とは、犯罪に関する捜査機能の強化を意味する。一方、「嚴罰」とは、犯罪者に対する懲罰の強化を意味する。

(2) 8頁参照。

(3) 11頁参照。

めに、まずは深刻化している青少年犯罪問題について、1979 年に「青少年違法犯罪問題について全党の重視を要請することに関する報告」が発表され、青少年教育問題が推進された。そして、前述の 1981 年の「北京、天津、上海、広州、武漢五大都市治安工作座談会」に「総合治理」の理念が提案されたが、改革開放前の習慣を継承し、1983 年に全国人民代表大会常務委員会が「悪質な社会治安危害を犯す犯罪分子の厳罰化に関する決定」と「悪質な社会治安危害を犯す犯罪分子を迅速に審判する手続に関する決定」を公布し、公安機関を主体とする「厳打」運動が始まった。1983 年開始の第 1 次「厳打」、1996 年開始の第 2 次「厳打」、2001 年開始の第 3 次「厳打」及び 2010 年開始の第 4 次「厳打」合計 4 回を行った。「厳打」とは、社会秩序が乱れ、犯罪発生率が急増する傾向が見られる時期において、社会の不安を軽減するために、公安機関が調査に基づき、社会秩序を乱す主な犯罪に対して特別な対策行動を行い、検察機関・裁判機関も迅速に刑事認定手続を行い、その犯罪率を抑える即応的なその場凌ぎの方策である。一時的な効果はあるが、長期間持続することは困難である。犯罪問題に対して、継続して効果を出すために、1984 年には司法部犯罪予防研究所が設立され、犯罪予防の専門的研究機構として中国の理論レベルの向上及び実践との結び付けを図った。同研究所は、司法部の職能の関係で、次第に事後予防に移行し、特に施設内処遇をめぐって研究を進めている。1991 年に全国人民代表大会常務委員会が「社会治安総合治理の強化に関する決定」を発表し、「社会治安総合治理」の方針を確定した。「厳打」政策と相俟って、「打防結合、予防を主に」の原則を確定した。

一方、1979 年に中華人民共和国刑法が制定され、法執行モデルにおける犯罪予防理念が次第に発展し始めた。1994 年に『中華人民共和国監獄法』が制定され、これにより「労働改造」制度が廃止された。中国の監獄は現代的監獄に一步進んだ。1999 年憲法修正案により、「依法治国」理念の法的地位が確定された。2001 年に江沢民同志が「依法治国と依徳治国の理念を結びつける」思想を提出し、犯罪予防教育が重視された。2006 年に「寛厳相濟」の刑

事政策が提出され、「軽微犯罪者に対して、適正な軽度の刑罰を付与しながら、主に教育・感化を施すことになった。重大犯罪者に対しては、法定手続きに沿って、厳格な対応を一貫することである」⁽⁴⁾という法執行モデルにおける原則が制定された。2010年に、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部により、『社区矫正実施方法』が制定され、政策の形で中国の社会内処遇に関する制度が明文化された。2013年から習近平を中心とする国家最高権力層が再び「依法治国」の重要性を提示し、汚職・賄賂を中心とする公務員システム内の犯罪予防策を実行した。例えば、巡視組により、各省市における官吏の犯罪・違法乃至党内違反の状況について調べ、その威嚇力を増大させることを目指している。また、群衆性自治組織も発展している。「居民委員会」と「村民委員会」のもとで、非公式ネットワークにおける様々な防犯活動・啓発教育が行われてきた。2017年に、司法部が監獄改革をはかりながら、「治本安全観」を提出した。2018年には官吏犯罪の抑止強化を目指して、「国家観察委員会」が新設された。

二、中国の事前予防

中国では、取り組みの全面性を重視し、「事前予防」・「事中予防」・「事後予防」という三段階をめぐる「全局的な犯罪予防観」が提出された。「事前予防」と「事後予防」は、日本の事前予防論及び事後予防論とほぼ一致している。一方、日本にあまり提示されていない概念として、「事中予防」とは、犯行の兆しのある「犯罪発生直前」及び犯罪発生から遂行までの期間を意味する「犯罪発生中」の段階をめぐる介入策であり、「事前」と「事後」の架橋として位置づけられている。また、「事前」・「事中」・「事後」は三位一体であり、「事前」から「事中」、「事中」から「事後」、そして再び「事後」から「事前」という

(4) 劉芷函「再犯防止研究一日・中比較を中心に」大阪学院大学、2006年、72頁以下参照。

循環的な関係を意味している。

(一)「情境予防」

中国の学界では、状況モデルを「情境予防」と呼んでいる。実務界においては、日本のように、事前予防をハード面とソフト面に分けて、「防犯環境設計」をハード面として独立の一部として用いることがない。その原因としては、前述のように、中国はこれまで固有の理念により、その予防システムを形成してきたからである。事前予防において環境設計による犯罪予防を単独の分野として扱うことは政策面の伝統に入っていなかった。また、犯罪予防の実務は、警察と司法の分野に所属し、他分野との連携が不十分であり、学界においても、「情境予防」に関する研究は、警察と法律の視点から研究することが多数であり、具体的施策についての実証研究が少ない⁽⁵⁾。ところが、「情境予防」という理念が中国に輸入され、実務に承認されていることも事実である。

現在、中国では、「情境予防」という理念が、主には機械的予防システムに体现されている。特に機械的監視機能（カメラなど）の市場が大きい。2003 年 9 月に、中華人民共和国公安部により「金盾」と名付けた計画に関する会議が開催され、計画の一部として「安全監視の全国公共ネットワーク」の構築が決定された。これと相俟って、政策により、2004 年から「平安城市」（安全な町）の構築が始まった。「平安城市」は、町の警報と監視システムに重点を置いている。その結果、全国各地のカメラ数量が大幅に上昇した。例えば、2006 年に河北省が約 12 万台の街頭防犯カメラを設置した。市町レベルにすれば、贵州省銅仁市が約 3000 台、山东省滨州市滨城が約 5000 台の街頭防犯カメラを設置した⁽⁶⁾。街頭防犯カメラは、社会秩序の維持のために警察によ

(5) 宋聚生、姜雪「防災、犯罪予防及び心理安全の角度に基づく国内外安全城市設計研究に関する総述」城市發展研究 4 期 23 巻、2016 年、42 頁以下参照。

(6) 楊建国「ビデオ監視の犯罪予防機能及犯罪偵査价值に関する論述」『犯罪研究』第 1 期、2011 年、65 頁以下参照。

る設置以外に、管理及び安全のために政府等の機関及び企業等の民間組織による設置も多く見られる。現在では、政府行政の安全、警察の治安維持、交通秩序の維持及び金融安全は監視装置の主たる市場になっている。2015年の『中国安全防衛業青書』によれば、2014年の安全防衛業の経済効果は4300億人民元に達し、前年より11%上昇、2015年には4800億人民元に達する見込みになっている。また、前瞻産業研究院によれば、2015年の経済効果が4860億人民元に達し、2016年には5400億人民元に達している。機械的安全防衛システムは、中国で高度成長しているのである。

この高度成長に伴い、コンピューター等の情報技術は中国で展開されてきた。例えば、中国の店舗に採用された「360知能カメラ」が、店舗に360度の監視機能を与えると同時に、「水滴ライブ」というAPPを構築し、店主がどこにしようが、このAPPを利用して簡単に店舗の状況を監視できるようになっている。また、IoT（Internet of Things）を利用して、新型の防犯システムを創設している。例えば、新型の防犯サッシは、距離15メートルに離せばほとんど見えない薄い網であり、その中にセンサーをつけ、IoT（Internet of Things）を通じて地域の防犯センターに接続し、外力により壊れる時に防犯センターに警報を発令することができる⁽⁷⁾。このような防犯体系の構築は、現在の中国において高度に発達したインターネット式のネットワークの存在に関わっている。現在の中国では、買い物、勘定など様々の日常的需要が、携帯一台でインターネットと接続すれば完成できる。一文も持たないままで家を出る者は、段々多くなっている。正に情報化時代に突入し、インターネット利用の発達率が世界一といっても過言ではない。「インターネットによる犯罪予防」と称されるべきであろう。

また、中国は、顔認識技術を民間に運用する先駆の一つとして、現在では、顔認識システム、クラウドコンピューティング及びビッグデータの技術を結

(7) 黄徳賢「安防システムの発展趨勢」高新技术産業発展第5期、2013年、12頁以下参照。

合して、個人情報をも的確に把握し、財産の状況及びその処分行為に繋がり、より厳密な情報システムの構築により、人民生活の利便化及び犯罪予防の強化等を図っている。現在では、毎年20億人民元くらいの投入がなされつつある。例えば、身分証やパスポート等の本体を必要とせず、顔認識で関係業務をすることを可能にすることで、生活を利便化し、偽称による詐欺等を避けることを企図する計画である。また、国家が国民の情報を動的に把握することを可能にし、犯罪者が隠れる空間を大幅に削減し、犯罪の抑止力を強化する計画である。

(二) 公的レベルにおけるマクロな「社会治安防控体系」

「社会治安総合治理」理念のもとで、2001年から、公安部は、犯罪予防に関する公的ネットワークの体系化を図り始めた。2003年に、中央総合治理委員会第一次全体会議で、当時の公安部副部長羅峰が、「社会治安防控体系」の構築を提出した。その後、全国レベルで警察システムにおける体系化予防体系の構築を始めた。主たる内容としては、①「四つのネットワークの構築」。第一は、「社区治安防控ネットワーク」である。社区とは、日本の住宅地と類似する単位であり、その規模は日本の住宅地より大きい。このネットワークの目的は、警察と社区の防犯力を組み合わせることで、安全・安心な「社区づくり」を目指している。第二は、「社会面におけるコントロール・ネットワークの構築」である。主には、町の幹線道路、交通の要道、犯罪や事故が頻発している場所等重要な公共空間に対する防犯メカニズムを意味する。第三は、機関や企業等の内部の自衛システムの構築。「企業機関内部治安保衛条例」等により、機関や企業等の警備に関する具体的規定を示し、自ら自身の安全を守る「組織づくり」を図っている。第四は、行政管区の接合部の防犯ネットワークの構築である。中国では、領土が広いとため、行政管区の数が多いが、行政管区の接合部の管轄権を明確にすることが困難である。そのため、接合部における犯罪問題が深刻になり、「省」・「市」・「県」⁽⁸⁾レベルの接合部及び都市と農村の境界の防犯ネットワークを強化する必要がある。

②三つのメカニズム。第一は、情報共有メカニズムである。日本と同様に、中国も情報の共有を重視している。中国では、犯罪に関する物的情報の共有に重点を置いている。人口、車両、印章、ホテル、銃器、爆発物、金融網等犯罪に密接なつながりのある情報をコンピューターに入力し、インターネットを通じて全国の情報を警察システムにおいて共有する。第二は、有効かつ有権的な指揮センターの構築。事件を迅速に対応するために、防犯知識を持ち、臨機応変な能力を有する有識者、あるいはそれらにより構成されるチームが必要であり、また、その命令が執行される保障も重要である。この二つの要件を備えた指揮センターの構築がその目的である。第三は、「110」を中心とする警報システムの迅速な対応メカニズムである。指揮センターの発信から、現場の介入まで、行動の有効性を保証しながら、できるだけ迅速に対応するシステムを目指している。これは、事中予防と関連している。

③二つの管理。第一は、人口管理の強化である。管区の実員のすべてを登録し管理することを図りながら、流動人口、刑余者、不登校・休学・退学や無職の青少年、薬物依存者等社会秩序を違反する危険性が大きい者を、その状況に応じて介入措置を図る。第二は、銃砲刀剣類、爆発物、毒物等危険品の管理を強化する。

これらの措置を通じて、全国レベルにおけるマクロな防犯ネットワークの構築を図り、国の事前予防総方針として、防犯活動を指導し、犯罪原因を軽減している。したがって、このような政策と相まって、中国式の官民協働の予防ネットワークが構築されている。

（三）官民協働におけるミクロな予防ネットワーク

中国の事前予防システムは、日本と同様に、官民協働を重視している。特に警察と社区の連携に重点が置かれている。中国の地域警察制度は、日本の交番・駐在所制度に類似しているが、異なるところも存在している。行政単

（8） 中国の行政単位は、簡単に言えば、上から順次に「省」レベル、「市」レベル、「県」レベル、「村」レベルである。

位から見れば、中国の「派出所」は、日本の交番・駐在所と同様に、警察署に属し、警察署の下級単位として市街地の各所に設けられた警察官の詰め所があるが、管轄地域は日本の交番・駐在所により遥かに大きいため、その規模も大きくなっている。よりきめ細かな防犯ネットワークを実現するために、「派出所」の下に、社区警察が設けられた。その職能は、「派出所」や日本の「交番・駐在所」と同様に、管轄地域、つまり社区の防犯を維持しながら、社区の自主防犯活動を支援する。「派出所」と「社区警察」が、中国の地域における公的ネットワークを構築している。一方、中国の自主犯罪予防活動も、中国共産党青年団、中華人民共和国婦女連合会、人民調解（調停を意味する）委員会などの群衆自治組織により推進されているが、ミクロな視点からすれば、社区による防犯活動が一義的である。ミクロな予防ネットワークは、主には、「派出所」による防犯体系に基づき、社区の自主防犯力と社区警察を組み合わせた犯罪対応システムを指している。

「派出所」による防犯体系は、社区と社区の間の街路（商店街など）を守り、管轄地域全体の犯罪を抑止している。そして、社区の安全を守るために、専門的な社区警察を設置し、社区の防犯組織との密接な連携を図っている。2006年の中華人民共和国公安部の「社区と農村警務戦略の実施に関する決定」によれば、社区警察の職能は、群衆の啓発教育を展開し、社区の現状と民意を把握し、実在人口を掌握し、社区安全活動を組織し、治安秩序を維持する。その方式としては、訪問調査、宣伝動員、パトロール、実地調査、警察からの情報発信である。訪問調査とは、居民を訪問しその現状を把握しながら意見を求め、得られた情報を整備してまとめた情報システムを図る活動である。宣伝動員とは、社区を対象に、防犯活動を宣伝しその防犯意欲を喚起する措置である。一方、法律に関する知識や防犯知識を広報し、住民の規範意識と被害化予防能力の向上を図っている。パトロールは、群衆の防犯パトロールを代表とする防犯活動を指導し、科学的な防犯活動を目指している。実地調査は、社区における安全検査を実施し、安全リスクを排除し、セーフティ・

コミュニティを構築するための周期的活動である。警察からの情報発信とは、犯罪情勢に関する情報の共有・周知である。

区部の自主防犯体制は、居民委員会や村民委員会という政治的要素が深い群衆組織を軸に、区部のサービス・センター、不動産管理会社、区部理事会、党の基層組織等の常設施設と、防犯ボランティア団体、人民調解委員会、治安防衛委員会等区部の状況により設置された防犯に関連できる組織の防犯資源を組み合わせたシステムである。中華人民共和國民政部の統計によれば、中国では、2009 年末までに居民委員会が 8 万以上存在し、2010 年末までに区部のサービス・センターが 1.27 万、区部サービス・サイトが 4.4 万、区部ボランティア団体が 10.6 万、その他の区部サービス施設が 9.6 万存在している。また、区部ボランティアが 2900 万人以上存在している⁽⁹⁾。居民委員会や村民委員会のもとで、これらの組織が連合して、防犯活動を展開している。例えば、多くの区部が「治安連合防衛隊」を設置し、警察のパトロールと協働して区部の安全を守っている。また、警察からの防犯知識を掲示板や訪問等の方式で宣伝し、安全・安心な区部づくりを図っている。さらに、区部活動を開催し、住民間の顔見知り度を上げている。区部警察と密接な連絡を保持し、その防犯職務を支援し、警民協働の区部予防システムを活用している。

（四）教育啓発活動

上述の区部啓発活動以外に、中国では、「依法治国」の理念が確定された後に、マスコミを通じて規範意識に関する広報活動が次第に拡大され、12 月 4 日を「憲法日」として確定し、司法部の主導の下で法制宣伝活動を強化している。全国的に法制宣伝を深化している。

学校においては、従来の「思想品德教育」という科目に加えて、「開拓課程」の一つとして「法制教育」が設けられている。「思想品德教育」とは、日本の

(9) 張秀蘭、徐暁新「区部：マイクロな組織建設と社会管理—後単位制時代の社会政策視角」『清華大学学報』（哲学社会科学版）、2012 年、34 頁以下参照。

「徳育」より広い視点、つまり社会科学の視点から子どもの規範意識の涵養及び防犯教育を図っている⁽¹⁰⁾。「法制教育」は、法律の学習及び裁判所参観などの実践活動により子どもの規範意識の向上を目指している。

中国では、違法もしくは軽微犯罪の少年に対して、工読教育学校を開設している。日本の「虞犯少年」対策に対応し、中国の「虞犯少年」対策として称されるべきであろう。同制度が、1999年に施行された「未成年者犯罪予防法」により、父母あるいは後見人、在籍学校と公安機関という三者の同意を受けて、非行少年に対して特殊教育を実施する。しかしながら、現在では、同制度が衰弱し、学生不足で破綻した学校が多く見られる。

(五) そのほかの予防対策

そのほかにも、中国の特色である犯罪予防対策が存在している。まずは、人民調解制度である。国際刑法組織第13回年会によれば、中国の人民調解制度は、既に国際連合機関により総合管理の指導原則として承認されている⁽¹¹⁾。人民調解制度とは、『中華人民共和国人民調解法』に基づき、人民の間の矛盾を円滑に解決するために創設された拘束力のある調停方式である。挑発的要因の削減を目指して民間の紛争を交流の形で解決することを図っている。人民調解制度は、人民調解委員会により実施され、その委員が地域の選挙により決定されている。調停の結果として、「調解協議書」を作成し、人民法院の確認を得た後、裁判所強制執行の依拠として使える。人民法院の確認を得るために、双方共に人民法院に申請する必要がある。一方、「調解協議書」が拘束力のある文書として、人民調解委員会がその履行を監督することができる。

第二は、治安請負制である。人口密度の低い農村において、公的ネットワークが地域全体を常に監視し、有効に覆うことは困難であるから、民間の協力

(10) 山田美香「中国の犯罪予防教育」名古屋市立大学人間文化研究第4号、2006年、81頁以下参照。

(11) 劉守芬『刑法文化と犯罪予防制御の研究』中国人民大学出版社、2012年、312頁以下参照。

が必要になっている。しかしながら、地域連帯感の希薄化や人口密度等の原因で、自主的な協力者だけで防犯の需要を満たすことができない場合が多く見られる。そこで、警察力を増強するよりも、一定地域の防犯業務を業務請負の形で地域に譲るほうが、費用対効果が大きいと指摘されている。1996年に山東泰安市の退役軍人である周広海が毎年10800人民元の基準で同市下官荘村の防犯業務を請け負ったことが治安請負制の最初である。その後、中国の河南省、吉林省、内モンゴ、浙江省などに展開されている。近年、農村から都市まで広がる趨勢が見られている。この制度は、地縁の代替として警察力の不足を補う「金縁」（経済的利益の駆使）対策であり、秩序維持と市場経済の組み合わせを図っている。要するに、防犯の市場化を目指している。一方、「秩序維持」の機能を一般に譲ることは法的依拠が欠如している、人身拘束の職能を一般に与えることの危険性が高い、「裏社会の正当化」の恐れがある等が指摘されている。反対側の声も大きいところである。

第三は、貧困家庭を精確に援助する制度である。中国は、経済の高度成長により世界第二の経済大国になっているけれども、貧富の差が大きく、2015年までに5575万人の貧困人口が存在している。貧困と犯罪は緊密な関係があり、貧困によるやむを得ない犯罪は常に見られる。そのため、2013年に、習近平主席が「精確扶貧」の理念を提出し、貧困家庭ごとに、その状況に応じて支援の対策及びその責任者を決定し、政府から類型別の補助金を支援する一方、党と国家の幹部等が責任を持ってワンバイワンの形で特定の貧困家庭の援助を担っている。「類型別の補助金」とは、教育、職業訓練、起業指導などの内容に応じて専用のプリペイドカードや現金等の形で補助金を支給する制度である。個別支援の原則は、最大限度に必要のある貧困家庭にとってその需要を満たすことができる。

三、中国の事中予防

（一）警察の対応体制

中国は、日本と同様に「110」番の通報制度を設けている。そして、「110」番通報制度を軸に、「社会応急処置の連携体制」を構築した。「社会応急処置の連携体制」は、「110」番通報制度に基づき、各種の社会応急処置に関する資源を統合し、緊急事態が発生した時に住民に総合的援助を与える制度である。各地に「110番応急連動センター」を設置し、110、119（火災警報）、120（救急車）、122（交通事故警報）等の電話通報機能を「110番」に統合し、「110」番を掛ければ、様々な緊急援助を得ることができるになる。そして、通報内容に応じて、同センターから、関係機関や組織に命令を伝え、関係機関や組織のすべてが必要な人員を備え、現場に急行させる。地域により連携体制に加入した関係機関や組織が異なっているが、軍隊、警察、交通管理局、病院、執法局（法律の執行に関する機関）、政府等重要な機関や組織がほぼ加入し、そのほかにも様々な機関や組織が加入している。例えば、党の紀律委員会、宣伝委員会、国土資源局等が指摘されている。彼らは、補足的パワーとして、必要に応じて人手を提供し、資金を援助している。事件・事故の対応について、犯罪者を迅速に発見し検挙する以外に、被害者の一時的対応を重視している。身体の応急措置ができる人員を配置するとともに、状況に応じて即時に被害者の心理的支援策を行っている。被害者が健康な心身を回復した状態とすることを目指している。

（二）法的規制

中国では、事件の執行力を向上させるため、かつ、犯罪者のよりよい改善更生を図るために、「認罪認罰従寛」制度の試みを開始した。「認罪認罰従寛」とは、被疑者がその罪を認め、刑罰を受けることに異議がないなら、刑罰を軽減して執行することができる制度である。2016年9月に、第12回全国人民代表大会常務委員会が「最高人民法院、最高人民検察院は一部の地域において刑事事件に関する「認罪認罰従寛」制度を展開する試みに関する授權の決定について」を発表した。そして北京、南京、广州、杭州、福州などの18の地域により展開されてきた。この制度は、法律扶助ポータルサイトを設置

し、犯罪者の自発性と法的依拠を保障しながら、証拠を審査し事実認定を行い、速やかに事件を解決することを目指している。「最高人民法院、最高人民検察院は一部の地域において刑事事件に関する「認罪認罰従寛」制度を展開する試みの現状に関する中期報告」⁽¹²⁾によれば、「認罪認罰従寛」制度を適用した事件において、検察官による起訴までに約26日間ほどかかりながら、裁判所が15日以内に判決を下す比率が83.5%である。そして、この制度を適用する事件として、3年未満の刑を下した軽微の犯罪事件が96.2%である。要するに、この制度は、主に軽微事件に適用され、刑罰の軽減によりその改善更生の意欲を高めることを図っている。一方、3年以上の事件についても、適用可能になっている。その結果、執行力が強化され、起訴・審判等のコストが軽減されている。司法に関する資源配分が合理的に変化し、犯罪予防の強化が期待されている。その問題点についても、検討が行われている。

(三) 群衆パワー

事件の発生は、いつでもどこでも起こりうるものであり、市場経済の発展につれて、その手法がより多様になっている。警察の目だけですべての事件の発生を発見することは困難である。そこで、中国では、群衆路線の原則から出発し、事中予防に関する「群衆パワー」を図ってきた。それは、特定のグループを通じて、「目」の強化を図る施策である。典型的な例として、四川省樂山市の「四車両員」が挙げられる。「四車」とは、タクシー、運営客車（長距離バス的一种）、中型バス、人力三輪車⁽¹³⁾の運転手であり、「両員」とは、街路の清掃業者と店舗の店員である。これらは、人数が多い、分布が広い、職業の公共性が強い、各時間帯に浸透している等の特徴を持ち、犯罪を目にする

(12) 周強「最高人民法院、最高人民検察院における一部の地域において刑事事件に関する「認罪認罰従寛」制度を展開する試みの現状に関する中期報告」最高人民法院・最高人民検察院、(2017年12月13日)参照。

(13) 自転車より一輪多い機械であり、後ろに人を乗せながら、自転車のように足やバッテリーで動く公共交通機関の一種である。

ことや被害に遭うことの可能性が大きいため、「街頭の目」として警察と協力して事件に関する情報を警察に迅速に伝えることが期待される。そこで、樂山市警察が、これらとの連携を図り、「街頭哨兵」制度を実行した。また、北京朝陽区のいわゆる「朝陽群衆」が挙げられる。それは、朝陽区警察の犯罪情報提供者システムに登録した北京朝陽区の住民により形成された犯罪情報提供ネットワークである。平成29年まで朝陽区警察に実名登録した「朝陽群衆」が14万以上であり、彼らが街の隅々に存在し、「常の目」として同区の犯罪問題を監視している。犯罪を発見したら朝陽区警察に告発し、又はその証拠を提供している。「朝陽群衆」が、中国の犯罪情報提供における民間力の代表として有名であり、彼らにより発見した事件がたくさん存在している。その中には、中国の芸能人である李代沫、張元、尹相傑、寧財神、黄海波、王全安等が含まれている。

(四) 犯罪情報の収集及び犯罪予測

中国では、犯罪情報の収集は、主には警察の活動であり、その公開性が未だに十分ではない。日本のように、地理情報と犯罪情報を組み合わせたシステムが、全国まで普及していない。一方、中国では、犯罪予測に力を尽くしている。2013年に、長期の研究を経て、北京市懷柔区警察が、「犯罪予測時空定位情報管理システム」を作成し、情報センターにより毎日更新されている。このシステムは、懷柔区の9年間の犯罪情報に基づき、地理情報を入力し、未来の犯罪の時間・空間等の予測を図っている。その結果、犯罪発生率を大幅に下げることができた。続いて、江蘇省蘇州市等の一部の省市が、類似した犯罪予測システムの開発と運用を始めた。

一方、日本と同様に、中国は人工知能の開発に努めている。そして市場の需要に応じて人工知能を防犯に活用することを図っている。その代表としては「知恵安防体系」が挙げられている。「知恵安防体系」とは、コンピューターとインターネット技術及び監視システムを利用し、全域の監視・警報・予防及び迅速対応救援の機能を一体化する即時的知能安全防衛システムである⁽¹⁴⁾。

多主体・多地域等の広範囲的な連携を図りながら、地域全体を覆うシステムを作成し、自動警報・自動通達等の形で迅速な対応を目指している。そして、緊急事態の具体的状況に応じて、必要な警察力、医療力等の資源を配分し、効率的な応急措置を企図している。さらに、ロボットによるパトロール、監視、救援等も期待されている。

四、中国の事後予防

（一）施設内処遇

1、基本構造

中国の施設内処遇は、従来、犯人に対する分類拘禁制度を実施している。それは、犯罪者の罪質、刑罰の種類及び軽重、その改善更生の意欲、年齢、性別等の要素を参考にして、類型別で犯罪者を拘禁する施策である。そして拘禁された犯罪者に対しては、各監獄の裁量に基づき、労働改造、教育改造と監管改造という三つの視点から矯正が実施されている。労働改造は、前述のように、『中華人民共和国労働改造条例』に由来し、同条例は廃止されたが、その呼び方が承継されて「労働改造」が引き続き中国の「作業」を意味することになった。労働改造の内容は、地域により多様であり、その仕事の性質に応じて、構外作業も可能になっている。例えば道路の舗装修繕等である。

教育については、法律道徳教育、教科教育、職業訓練に区分されている。道徳教育とは、受刑者に対して、法律、マルクス主義及び儒家等伝統的文化その他の法律道徳に関する観念を授業、啓発活動や環境設計の方式で伝えて、その規範意識の涵養を図っている。環境設計の方式に関しては、例えば、四川邛崃監獄では、「一階一テーマ」の視点から、中華文化を代表するアート壁を創作し、建物ごとに異なる内容が表示されている。それと相俟って、2017

(14) 陶永「ほか」「中国未来知能社会の知恵安防システムに面する発展策略」科技導報 35 (5)、2017年、85頁以下参照。

年に「孔子学堂」を設立し、伝統的徳の涵養を強化している。同「孔子学堂」は、中国初の施設内「孔子学堂」である。教科教育に関しては、『中華人民共和国監獄法』(2013年)第63条によれば、小学校・中学校等初等教育に限られているが、最も基本的な知識を身につけさせることを目的としている。中国では、字の読み書き、簡単な計算等もできない人々は未だに存在し、彼らの中には貧困に陥って犯罪をする者が少なくない。職業訓練とは、日本と同様に、釈放後の就職希望に則して相応な学習を行い、その資格の取得あるいは技能の獲得を目指している教育である。

監管とは、刑務官が各自の責任を持って、所管の受刑者の生活及び労働状況を監視し、その不正行為について矯正教育を行う行為である。中国では、従来、監獄内の「安全」を強調している。受刑者が監獄内において事件を行わないよう、かつ、逸脱を防ぐために、刑務官が管理者の立場から所管の受刑者を制御しなければならない。ポイント制審査制度、賞罰制度、進級制度等によりその管理を強化している。担当刑務官と受刑者の間には命令と服従、管理者と被管理者の関係にある一方、教師と学生の関係であるとも言える。なぜならば、強制的制御以外に、担当刑務官が、受刑者への関心も次第に重視してきたからである。受刑者の身体状況から心理層の問題全般を配慮しなければならない。そして、心理的問題に対しては、交流と心理治療を行うことも重要な責務である。

そのほかには、様々な余暇活動を行うと同時に、親族や民間組織等による「幫教活動」も重視している。「幫教活動」とは、受刑者の親族や民間組織等が、刑務所と連携し、受刑者の改善更生を支援する行為である。ボランティア団体や福祉関係機関等の組織は、刑務所の許可を得た上で、施設内に入り、受刑者との交流等の活動を行い、その生活環境の改善のために、一定の生活用品等を支援する。また、刑務所と連携して、就労に向かって支援を行っている。さらに、受刑者中の貧困者に対して、その改善更生の意欲を向上させるために、かつ、その家庭を支援するために、その子女に対して支援金を支給する

取り組みもなされている。例えば、2017年に、上海同一蒼穹基金会により、四川涼山州に対して第5期「涼山助孤助学項目」を行い、受刑者の子女である86名の子どもが支援金を受給した。

近年、親族による配意と啓発を重視している。受刑者は、家族愛により改善更生の意欲が高騰した例が中国で多く見られている。そのために、親族と受刑者の面会以外に、「親族幫教」活動を行っている。受刑者と親族を活動等の形で交流させ、「一緒にいる時間」を作ると同時に、刑務所の指導に基づき、家族による感化・啓発を行う。また、春節（中国の新年）等の重要な祝日において、受刑者の申立を受けながらその改善程度に鑑みて、外出・外泊を許して家に帰させる制度が一部の刑務所に実施されている。同制度は、中国では、「離監探親」と称され、2007年に四川省管区から発足し、司法部から「四川モデル」として全国展開を図ってきた。2018年において、上海も同制度の試行を開始し、10名の受刑者を春節の時に帰宅させた。一方、受刑者の心理治療等を強化するために、担当刑務官が、その親族の協力を求めて家庭愛を表現できる手紙や写真等を通じて受刑者の改善更生を図る事例が多く見られている。また、刑務官と親族の交流を促進し、受刑者の特性について理解を深めると同時に、親族と受刑者の間の矛盾の解決を図っている。

2、「底線安全観」から「治本安全観」

2017年5月に、中国司法部党組會議が、刑務所を「底線安全観」から「治本安全観」へ転換する方針を決定した。それは、従来の、施設内の安全を維持し、逸脱や犯罪行為のない刑務所を意味する「底線安全観」（最低レベルの安全観）をグレードアップして、社会に責任感を持ちながら、合格の「産品」である受刑者づくりを図る「治本安全観」（根本から解決する安全観）を新たな施設内処遇理念として、刑務所改革を行うことを意味する。ここでは、筆者は、政策の趣旨や各地の実践等に基づき、自分の見解を加えて、施策の基本的方向について検討したい。

（1）処遇思想と処遇者グループの改革を図る。

施設内処遇を改革するために、まず、従来刑務官の中で根付いていた処遇思想を変化させ、新たな「治本安全観」を吸収しなければならない。過去の中国刑務官は、「底線安全観」式受刑者処遇思想を受けている。そのために、「0逸脱」、「0事件」等のハード面の目標に注目する思想が根付いていた。また、このような思想に則して、受刑者に対する配慮面も制限されていた。したがって、処遇思想の改革が図られてきたのである。限定的理念から全局的理念、伝統的理念から開放的理念、表象的理念から効能的理念、単一的理念から発散的理念への変化が要求された⁽¹⁵⁾。つまり、受刑者の状況を全面的に配慮し、責務の達成ではなく、受刑者の改善更生を目標にして行動を行いながら、単なる命令服従型の刑務官から思考型の刑務官へ転換し、受刑者処遇に対して自分の知恵を発揮し、受刑者が心より刑務官の管理を認めることを目指す理念の涵養である。一方、安全な環境づくりに関しても、刑務官による監視以外に、多様な視点から配慮する必要がある。そして、この理念と相まって、処遇者グループの改革も要求されている。従来、刑務官の多くは警察出身であり、心理、法律、専門的技能等に関する知識が不足している⁽¹⁶⁾。そのために、刑務官の専門化を推進する取り組みを図りながら、専門的知識を有する者を増やす必要がある。

(2) 刑務所体制と処遇方式の改革を図る。

新たな安全観の展開は、制度の供給と投入が必要となる。刑務所の安全・安心を妨げる体制的要素について検討を極めた上で修正が求められる。その重点としては、各刑務所における断片化の処遇を避けて、各管区乃至全国における系統的な処遇体制を構築する。加えて、運動式という一時的な安全強

(15) 胡方鋭「治本安全観を踏み強力で監獄工作机制改革を推進する」中華人民共和国司法部政府サイト、2017年、www.moj.gov.cn/organization/content/2017-10/11/zgjygzxhwdt_8888.html (アクセス：2018年2月10日) 参照。

(16) 呉宗憲「『監獄法』の改正と修繕に関する論述」中国社会科学研究生院学報第1期、2010年、96頁以下参照。

化の手段よりも、持続可能な安全・安心処遇方式づくりに重点を置くべきである。また、公平と正義の理念を施設内処遇に貫くべきである。司法的公正が、社会構成員全体に対する原則であり、受刑者としても基本的人権が確保される権利が存在する。従来、中国の施設内処遇は、「行刑密行主義」に則して、受刑者における応報的側面を強調していた。近年、その変化が見られているが、全体としては未だに不十分である。そこで、改革を深化するために、「実体合法化、手続適正化、運営透明化、制約有効化」⁽¹⁷⁾の方向に従って施設内処遇の変化を推進すべきであり、それと相俟って、各刑務所が新たな処遇方式について検討し試行すべきである。その試行に基づいて、全国的な処遇方式の改革が促進されるのである。例えば、重慶市涪陵（フリョウ）区では、2018年に、全国初の「出所教育模擬の社会实践研修センター」が構築された⁽¹⁸⁾。その内容としては、①行政サービス・センターの模擬体験。工商（工業と商業）局、司法所、派出所、銀行、通信会社、人材市場、社会保険センター等の行政サービス情景を還元し、受刑者の行政サービス利用能力の涵養を図っている。②生活環境の模擬体験。テレビ利用契約、身分証等の申込み、携帯、ノートパソコン等、特に新機能についての使用指導や、ATM機使用指導等生活能力を強化するための場면을構築する取組である。③駅での模擬体験。時刻表の利用、券売機・駅情報電子検索システムの利用、交通違反記録の検索システムの利用等に関わる施設に準じて場면을構築する取組である。④ロール・プレイングと宣誓。これらの模擬体験施設を利用して、刑務官乃至各分野の実務者が施設の模擬体験職員として、ロール・プレイングの形で受刑者の社会实践研修を行い、その社会に適應する能力の向上を企図する。さらに、宣誓壁に向かって改善更生を誓い、その意欲を強化する。

(17) 勳国良「『治本安全観』に関する若干考えを貫徹することに関する論述」中国司法、第9期、2017年、58頁以下参照。

(18) 表3-1参照。

表 3-1



①行政サービス・センターの模擬体験



②生活環境の模擬体験



③駅での模擬体験



④宣誓

(3) パソコン・インターネット等の技術による情報システムの構築。

これまで、中国では、独自に処遇を行う刑務所が多く、刑務所間の情報連携が少なかった。また、情報不足がゆえに、受刑者への現状把握も不十分であった。パソコン・インターネット等の技術の発展につれて、刑務所も、これらの技術を運用して、受刑者処遇を向上させることが必要とされる。その重点としては、①省レベル乃至全国レベルの情報共有システムの構築である。刑務所間の情報共有を図りながら、就労、前科、生育歴、家庭状況、処遇方式等の情報を必要に応じて共有し、刑務所間の交流と連携を強化し、犯罪者処遇の向上を企図することがある。一方、刑務所の上級行政機関である司法局と刑務所間の情報共有システムにより、即応的な通信指令システムを構築し、全管区乃至全国の刑務所情報化管理を図りながら、効率的な刑務所運営体制と受刑者対応システムを実現することを目指している。特に省レベルの

司法局とその矯正管区における刑務所間の情報共有システムが注目されている。さらに、②刑務所内部の情報化である。パソコン・インターネット等の技術を活用し、犯罪者処遇の「データ化、共有化、知能化」を目指して、先見性、効率性、厳密性のある刑務所を作る。受刑者に関する現状把握のため、処遇効果等データをパソコン・カメラ等により収集し、これらのデータを共有し、知能システムにより分析し、より効果的処遇を検討する。そして、③運営の知能化である。自動識別装置、自動警報装置などの知能化メカニズムにより、刑務所の安全性を向上させ、「治本安全観」に要求された「安全性」を実現することに努める。

（４）地域連携の強化

時代の流れにつれて、受刑者処遇に対する地域社会の効用が次第に認識されている。中国でも、地域との連携を重視し、その強化を図っている。①刑務所と地域における政府、司法行政機関等との連携。刑務所の「安全」を守るために、状況に応じて関係機関の協力が必要になる場合が存在し、そのために、協働体制の構築が重要な課題である。例えば、江蘇省では、全省監獄における対テロ連合指揮部を成立し、刑務所と地方司法行政機関との協働体制を図ってきた。また、受刑者処遇を向上させるために、政府等関係機関との連携も注目されている。社会政策、福祉政策等受刑者及びその親族に関わる支援の情報等を的確に把握し、政府等関係機関と連携し、その改善更生を強化する。②刑務所と民間組織との連携も求められる。刑務所と地域のつながりを強化するために、双方の連携を図る必要がある。地域のボランティア団体や企業等の協力により、監獄環境の改善及び処遇の多様化を図ることができる。例えば、北京天堂河女子教育矯治所では、「治本安全観」に則して、「新生工事」が展開されている⁽¹⁹⁾。その要点として、第一は、「新生図書館」の建

(19) 雍艦「治本安全観の貫徹に関するいくつかの思考」中国司法、第9期、2017年、62頁以下参照。

設である。地域社会と連絡し、その支援意欲を喚起し、毎年1000冊の寄贈物を目指して努力している。得られた図書を、年別で選定した受刑者管理大隊に与え、同大隊の図書館を建設し、受刑者向け読書活動を定期的に展開している。第二は、「1+1新生ボランティアのワンバイワン幫教活動」である。「幫教」とは、「幫助」(支援)と「教育」を意味する。同活動においては、地域ボランティアが同刑務所の女子受刑者とペアを組みながら、一対一で長期にわたり「幫教」を行い、面会や書信を通じて交流し、受刑者が抱えている困難な状況について支援する。同活動は、中央団校、中華女子学院、安橋弁護士事務所、潔慧心霊等の心理療法機関からの理解を得て、2017年までに合計40余名のボランティアの参加を実現した。第三は、「新生基金」の設立である。刑務所内部と地域社会からの寄付により、11万余人民元を得て「新生基金」を設立した。経済的困難のある受刑者及びその家庭への支援、受刑者の教育、又は受刑者の就労支援のために使用されている。

(5) 処遇の個別化

中国では、「治本安全観」に則して、その「本」である受刑者の改善を図るために、処遇の個別化を次第に重視してきた。未だに正式な原則として監獄法に記載されていないのであるが、日本の個別処遇原則と同様に、受刑者の特性に応じた処遇が要求されてきた。その中では、特に受刑者に対する心理治療が強調されている。例えば、成都女子監獄の心理療法機関では、個々の対象者の特性と現状に応じて、その心理治療計画を定める方針を推進している。例えば、受刑者の李さんは入所の時に16歳で反抗期にあり、人に対する暴力的傾向を有していた。かつ、犯罪者のラベリングを感じて自暴自棄になったのである。成都女子監獄の心理療法機関は、その特性に応じて「五心」計画を作成した。①「心理描写」。李さんに紙と様々な色彩の画筆を与え、その心情に則して任意に画かせて、内心のストレスを解放し、暴力的傾向の解消を目指す。②「心のための踊り」。一週間に一回、毎回一時間の踊りにより、内心のストレスの解放を目的とする。③「内面的問題を攻める」。担当刑務官

が、子どもの時代からの親族の関心が少なくないという特徴から出発し、李さんに対する関心を強化し、日常生活において関心を持ちながら、正しい方向への指導を加味する。④「心を静かにすること」。担当刑務官が、李さんと一緒に読書をして、交流を深化し、その認識を変えて、心を次第に落ち着く方向へ導く。⑤「心を鍛えること」。特性に応じて訓練を行い、その技能を育成すると同時に、内面的鍛錬も強化している。一方、色々な活動への参加を誘いながら、様々な能力の涵養により心の強化を期待している。また、四川金堂刑務所は、司法部最初の「内視観想」5つの試験場の一つとして、「内視観想」の試行が開始した2016年以來、「内視観想」による処遇について検討を進めている⁽²⁰⁾。「内視観想」とは、日本の僧侶・教誨師である吉本伊信の内観法を参考にした上で、受刑者を閉鎖的環境に置きながら、自分自身の精神状態やそこにおける動向を内面的に観察させて、そして定期的な検討会を行うことで、受刑者自らの反省を図っている。日本では、1960年代から「内観療法」を精神医療現場に導入し、次第に矯正において運用してきた。特に子ども問題、アルコール依存、薬物依存や摂食障害等である⁽²¹⁾。

（二）社会内処遇

1、刑務所からの就労支援

受刑者の円滑な社会復帰を図るために、中国の刑務所は、2013年から、地域の職業紹介所や企業等と連携して、出所者に対する就労支援を強化している。そして、現在では、「治本安全観」の影響を受けて、就労指導や雇用情報の提供等を行う以外に、出所者状況に対する追跡調査も次第に展開されている。調査により、その社会復帰の現状を把握し、関連機関と連携して、支援

(20) 陳俊伶・耿振善「高垣と鉄窓の中での愛と善—金堂監獄の内視観想により四川における治本安全観の貫徹に助力する」人民法治第9期、2017年、69-79頁以下参照。

(21) 中国やドイツで注目されているが、近年の日本においては、あまり活用されていない。これは、SST等、新しい処遇技法が導入されてきたこととも関連するが、特に少年に対する被虐待事例への適用については慎重な検討が必要であろう。

策を検討する。また、企業等と連携して、仕事を提供する取り組みも見られている。例えば、2010年から、南寧市が、地元の紡織会社と連携して、満期釈放者に対する就労施設を設立した⁽²²⁾。

2、社区矯正

中国の社会内処遇の重点施策として、「社区矯正」が指摘されている。「社区矯正」とは、管制⁽²³⁾、執行猶予、仮釈放、施設外処遇に付された者に対する処遇方式である。同制度は、日本の保護観察制度と同様に、一般遵守事項と特別遵守事項を設けて「監督管理」（「指導監督」と類似）と「教育幫扶」（補導援助と類似）という二つの機能⁽²⁴⁾を設置して処遇を行い、社会内処遇により受刑者の改善更生を図っている。一方、相違点も顕在化している。その特徴としては、①強制性。日本の保護観察制度は、特別な状況を除いて裁判官の裁量により保護観察の要否を決めることができる。それと異なり、中国の社区矯正制度は、法律の規定に則して、前述の者に強制的に社区矯正措置を付与する。中国では、裁判官に日本のような裁量権を与えておらず、全て法律により定められている。②機関の設置。日本では、国家公務員である保護観察官と非常勤国家公務員でもあり篤志家でもある保護司が、保護観察を担当している。実務においては、処遇困難者に対する直担制度以外では、通常、保護観察の実際の現場は、保護司に委ねられている。それゆえに、日本では、補導援助側の配慮が大きく注目されることになる。中国では、司法所の司法行政国家公務員が、社区矯正を担当している。日本と同様に、地域社会や関連機関等からの支援と連携が進行しているが、専門的担当者としての民間力

(22) 劉芷函「再犯防止研究一日・中比較を中心に」大阪学院大学、2006年、99頁以下参照。

(23) 管制とは、中国の刑罰の一種類であり、軽微犯罪者を対象として、公機関の制約を受けて対象者の活動範囲を一定地域内で制限し監視する制度である。単純な社会内処遇を内容とする刑罰制度と言える。

(24) 「教育幫扶」をさらに「教育矯正」と「幫困扶助」に区別する場合も多い。「幫困扶助」は、経済的困難者を支援し扶助することを意味する。

が存在していない。③社区を中心とする矯正体制。社区矯正制度は、対象者所在の社区を主たる拠点として、その処遇を行っている。司法所は司法部に属する郷鎮レベル⁽²⁵⁾の行政単位として、各社区の居民委員会・村民委員会と連携して、対象者の勤務先・家庭・学校等の機関の協力を得た上、その日常的処遇を図っている。また、社会福祉事業とボランティア団体等を指導し、対象者の改善更生を具体的に展開する。司法所が、「監督管理」の機能を果たしながら、「教育帮扶」についても、責務を持って日常的に活動を展開している。④監督。日本では、保護観察の監督を地方更生保護委員会に委ねているのに対して、中国では、捜査と起訴を担う人民検察院にその機能を委ねている。

社区矯正のモデルとして、「楓橋経験」が挙げられる。「楓橋経験」は、前述のように、群衆パワーを基礎として、地域の矛盾を地域内で解決するための経験である。要するに、地域に根付いた犯罪防止モデルである。同経験は、長期にわたり中国で発展し、時代につれてその内実も豊かになっている。2003年に、社区矯正制度の試験地の一つとして、浙江省諸暨県楓橋区が社区矯正の試みを展開した。その地域防犯の特性と相まって、社区矯正における「楓橋経験」を創設した。それは「5 + 1」監督管理モデルである⁽²⁶⁾。「5」は、司法所に属する社区司法員、社区警察、政府からの駐村指導員、村担当者及び対象者家庭であり、彼らにより、対象者の監督、考察、管理及び支援教育を担当し、村内（社区内）でその改善更生を図る。「1」は、対象者を指している。このようなモデルは、公的機関の指導の下で、社区の地域力をその特性に応じて運用し、対象者処遇を目指す処遇方式である。これに対しては、公的ネットワークを主たる処遇実施者とするモデルがあり、これは「北京モデル」と称されている⁽²⁷⁾。それは、司法行政機関の直担処遇を重視する処遇

(25) 日本の市村町と類似し、中国の基層行政単位である。

(26) 徐鎮強、何彩英「「楓橋経験」の研究論評」中国人民公安大学学报（社会科学版）第4期、2013年、20 - 21頁以下参照。

方式である。

3、社会幫教活動

中国では、出所者に対して、政府の主導のもとで、関係機関及び民間力を活用し、出所者の社会復帰を支援する施策として、「社会幫教活動」が行われている。対象者は支援を拒否する権利を有している。「社会幫教活動」の対象は、軽微犯罪で刑事処分に至らない者と出所者及びそれに準ずる者等である。彼らに対して、政府が関係機関及び民間力と連携し、啓発教育、生活調整等を行いながら、経済的支援や就労支援等について対策を実施している。特に出所時から5年以内の者や社区矯正を解除した時から3年以内の者に対しては、「安置幫教」政策を設けて、その社会復帰を強化している。「安置」とは、居場所づくりである。その制度としては、①出所者受け入れ制度。対象者が満期釈放された後や社会矯正を解除した後7日以内、訪問を行い、その現状を把握する。②報告制度。対象者の問題及びその解決策については、事前に上役に伺い、方針を決める。そして執行中の問題についても、報告する必要がある。また、各地の「安置幫教」の処遇方式、経験や重要な事例などを収集し、主管機関に報告する。③記録作成と統計的処理。司法部は、対象者ごとにその状況の全般を反映した記録を作成しなければならない。そしてこれらのデータを統計的に分析する。④職業訓練制度。「安置幫教」の担当者、社会福祉士、ボランティア等に対し専門的訓練を行い、効果的な「安置幫教」を目指している。⑤監督検査制度。司法行政機関や担当警察などの実施状況が、人民検察院により監督される。また、その活動が上級機関と紀律検査部門の監督と検査を受ける。⑥交流制度。各基層担当組織は、例会を設けて「安置幫教」の状況と進行すべき方向などについて検討しなければならない。また、各担当組織の間でも、少なくとも半年一回は交流会を開催しなければな

(27) 厳励、張東平「わが国における社区矯正モデルの省思と改善」南都学壇（人文社会科学学報）第33巻第6期、2013年、69頁以下参照。

らない。担当組織については、各地域の状況に則して、政府がそれを指定し、または新設する。

例えば、江蘇省飴宜興市は「方円幫教センター」を設立した。同センターは、社区矯正の機能と社会幫教の機能を併設し、社区矯正対象者以外にも、満期釈放者等の者も対応している。社区矯正対象者については、強制的な規範意識の涵養と労働等の教育措置を行っている。全対象者に対しては、まず監督の機能を果たしている。全対象者における電子身上書を作成し、その状況を把握する。そして得られた情報に基づき、解決策を検討する。そこで、居場所のない対象者に、3 - 6月の宿泊と食事を提供する「安置区」を設立した。「方円幫教センター」は、中国矯正の模範例として、教育、居場所づくり、心理治療、社会貢献活動等の労働、就労指導、職業訓練等の機能を一体的に保持している。

（三）被害者救済

1、刑事付帯私訴制度

中国では、犯罪者による損害回復において、民事訴訟以外に、刑事付帯私訴制度も設けられている。付帯私訴は、刑事事件の審理過程において、被害者の申立を前提として、刑事裁判の事実認定に基づいて損害賠償を行い、有罪判決の言渡しと同時に損害賠償の民事判決を言い渡す審理方式である。又は無罪判決になったとしても、状況に応じて損害賠償の民事判決を言い渡すことができる。しかしながら、同制度は、被害者に配慮すると同時に、社会の安定性、裁判の効率をも配慮している。そのために、その損害賠償の範囲が限られている。物的損失と直接損害という二つの条件が設けられている。物的損失に限られることは、精神的賠償の請求が支持されないということである。直接損害は、直接かつ現実に発生した損害と必然的に発生する損害を意味する。必然的に発生する損害について、例えば、交通事故により、仕事に支障をきたした場合には、給与を失う見込みがあれば、その賠償が行われる。一方、仮にこの仕事の内容がある会社との業務相談であり、交渉が成功

すれば莫大な収入を獲得することができるとしても、「必然的に発生する損害」ではないのであるから、賠償対象として扱われることができない。仮に被害者の企画はその会社の希望を完全に満たし、交渉ができれば必ず成功できるということが事後的に証明できるとしても、依然賠償対象として扱われることが困難である。その場合には、付帯私訴を放棄し、民事訴訟を提起するほうが良いわけである。

2、国家補償制度

中国では、被害者に対する正式な国家補償制度が設けられていない。政府は、その裁量に基づき、補助金を与える事例があるが、その多くは社会的影響が大きい事件の経済的困難者である。一方、法執行段階においては、2015年から国家救助金制度(試行)が設けられている。その要件としては。(1)事件が原因で生活を送ることが困難になる者。(2)訴訟を通して有効な賠償を得ることができない者。また、以上の要件を備えた上で、8種類の対象者を明確に規定した。①犯罪行為により死亡した者の親族、重傷を負った者、重度障害が残る者。②犯罪行為により生命が危険な状態にあり、かつ緊急治療が必要になる傷病者。③死亡した被害者の収入に依存しないと生活を送ることが困難となる親族。④財産上莫大な損失を被った者。⑤報復が原因で身体に傷害を受けた、又は財産に莫大な損害を遭った犯罪情報提供者、証人、鑑定人。⑥子から親に対する扶養料、夫妻の間の扶助料、親から子に対する扶養料等を請求する者。⑦交通事故で身体に傷害を受けた者。⑧その他党の委員会、法政委員会や法政関係機関等が状況に応じて、必要と認めた者。要するに、前述の2要件を満たしているが、明確な対象者になっていない者である。

一方、不救助となる事由としては、①事件の発生に重大な過失を有する者。②正当な理由がなく、事件調査の協力を拒否する者。③故意に証言や証拠を偽造し、事実認定を妨げた者。④訴訟過程において、自主的に賠償請求を放棄した者、又は加害者及びその親族からの賠償を拒否した者。⑤生活を送る

上での困難が事件を原因としない者。⑥社会救済等を通して、既に相当な支援を受けた者。⑦社会組織、法人である者。

五、若干の考察

中国の犯罪予防は、現代化の予防理念に接近する途中であり、それと同時に、固有の特色も生まれている。

事前予防においては、現在の日本では、比較的成熟した機械的予防システムが存在しているが、このシステムは1980年代の構想を基盤として導入されたものであり、現在の視点からすれば、問題性も少なくない。時代の流れとともに、いずれ変革が要請されるであろう。そのために、少なくとも、技術的なアプローチに関する研究や計画も徐々に準備される必要があると思われる。また、新たな予防システムの構築を始めると、成熟した旧システムはその展開の障碍になる可能性も大きいと思われる。それをどのように解決すればよいかも重要な課題と思われる。一方、中国の環境設計による犯罪予防は、日本より遅れているが、近年、技術の進捗と相まって、技術的アプローチを強化する傾向が見られる。特にコンピューターやインターネット等の技術については、日本でも検討する価値があると思われる。この点については、少なくとも中国の「追い越し現象」が生じていると見てよいであろう。

社会的犯罪予防については、中国の手法は、マクロな体系とミクロな体系の結合である。ミクロな体系は、日本の交番・駐在所モデルに似ているが、国家からの主導を重視し、民間資源の活用もその影響を深く受けている。活動の執行力が比較的強いと思われる。一方、地域の面積が日本より大きいために、交番・駐在所の管轄する区域が基層防犯単位ではなく、派出所の下の社区を基層防犯単位にしている。また、教育政策は、規範意識の涵養による抑止力を重視している。そして独特な政策としての人民调解制度及び治安請負制は、地域連帯意識の希薄化が見られる日本にとっては、参照する価値があると思われる。

事中予防の概念は未だに世界的に適用されていないが、ここにおいては、迅速な対応体制を図るために、警察の対応体制を強化し、予防技術の向上を企図する以外に、法的規制の強化と群衆パワーも考慮している。日本でも、警察による捜査・検挙以外に、地域の状況に応じて、支援できる力を考慮すべきであろう。例えば、一定の報奨制度を設けて、犯罪情報を商店街の経営者やコンビニと共有し、「日常の目」を図ることなどである。

事後予防においては、中国の理念は、日本に接近し、犯罪者処遇を重視する傾向が見られる。この中国における改革は、参考となる経験を生み出せると思われる。従って、現在及び将来、その監獄改革過程中的の経験が、日本の犯罪者処遇にも有益となる可能性がある。例えば、治療の手法、刑務所体制の在り方、技術の運用、地域協働の方法及び政府の責務等は、日本における事後予防体制の不備の発見と修正に作用することがあり得る。また、「監管」機能の運用や家族愛の活用等の方法も、参照する価値があるかもしれない。

また、中国では、社区矯正制度と社会幫教制度の相互作用により、社会内処遇を行っている。社会内処遇については、なお不十分である点が多く、更なる改革が期待される。被害者救済については、社会の安定性を重視しつつ、加害者と被害者の利益衡量に注目し、国家からの補償も検討されている。

おわりに

現在、犯罪予防における中国の発展は、世界的に注目されている。中国は各国の経験を集約、検討し、自身を修正することに努力している。もちろん不十分な点もそれなりに存在するが、先進性を持つ理念、独自の技術や方法も次第に生み出している。そのため、現在、この分野における中国の発展に注目することは、重要な意義を有することである。

犯罪予防において、日本は、英米の影響を受けて、第二次世界大戦後から大きな変革を行い、世界的な視点から見れば、現在では「非常に安全な国」であり、その実績は顕著である。しかしながら、なお国内において、様々な

犯罪問題が存在し、犯罪予防の検討を進める必要がある⁽²⁸⁾。そのため、犯罪閣僚会議が設置され、犯罪予防対策がなされてきたのである。そこで、英米だけでなく、他の国の先進的理論及び創造的問題解決の実践を視野に入れる必要があるであろう。中国も、同様に「安全な国」として、その理念も次第に成熟してきている。相互に交流を促し、両国の理念を止揚することで、共に犯罪予防対策の向上を図るべきであると思われる。もともと、安全対策については、常に個人の自由権保障やプライバシー権の侵害について、慎重な検討が必要であることは論を待たないが、この点を含めた考察については次稿に譲ることとする。

(28) 吉中信心「現代社会と犯罪予防活動」広島法学 39 卷 3 号、2016 年、213 - 232 頁以下参照。

参考文献

- 1、劉芷函「再犯防止研究一日・中比較を中心に」大阪学院大学、2006年、72・99頁以下参照。
- 2、宋聚生、姜雪「防災、犯罪予防及び心理安全の角度に基づく国内外安全都市設計研究に関する総述」城市發展研究4期23巻、2016年、42頁以下参照。
- 3、楊建国「ビデオ監視の犯罪予防機能及犯罪偵査价值に関する論述」『犯罪研究』第1期、2011年、65頁以下参照。
- 4、黃德賢「安防システムの發展趨勢」高新技术産業發展第5期、2013年、12頁以下参照。
- 5、張秀蘭、徐曉新「社区：ミクロな組織建設と社会管理—後单位制時代の社会政策視角」『清華大学学报』（哲学社会科学版）、2012年、34頁以下参照。
- 6、山田美香「中国の犯罪予防教育」名古屋市立大学人間文化研究第4号、2006年、81頁以下参照。
- 7、劉守芬『刑法文化と犯罪予防制御の研究』中国人民大学出版社、2012年、312頁以下参照。
- 8、周強「最高人民法院、最高人民檢察院は一部の地域において刑事事件に関する「認罪認罰従寛」制度を展開する試みの現状に関する中期報告」最高人民法院・最高人民檢察院、2017年12月13日参照。
- 10、陶永「ほか」「中国未来知能社会の知恵安防系統に面する發展策略」科技導報35(5)、2017年、85頁以下参照。
- 11、胡方銳「治本安全觀を踏まえ強力な監獄工作机制改革を推進する」中華人民共和國司法部政府サイト、2017年、www.moj.gov.cn/organization/content/2017-10/11/zgjygzxhxw_dt_8888.Html (2018年5月10日アクセス)。
- 12、吳宗憲『『監獄法』の改正と修繕に関する論述』中国社会科学研究生院学报第1期、2010年、96頁以下参照。
- 13、勳国良「『治本安全觀』に関する思考若干を貫徹することに関する論述」

中国司法、第9期、2017年、58頁以下参照。

14、雍艦「治本安全観の貫徹と落とし込みに関するいくつかの思考」中国司法、第9期、2017年、62頁以下参照。

15、陳俊伶、耿振善「高垣と鉄窓の中での愛と善—金堂監獄の内視観想により四川における治本安全観の貫徹に助力する」人民法治第9期、2017年、69 - 79頁以下参照。

16、徐鎮強、何彩英「『楓橋経験』の研究論評」中国人民公安大学学报（社会科学版）第4期、2013年、20 - 21頁以下参照。

17、嚴勵、張東平「わが国における社区矯正モデルの省思と改善」南都学壇（人文社会科学学報）第33巻第6期、2013年、69頁以下参照。